

別表（第2条、第3条関係）

	内 容	備 考
補助事業者	1. 市町村 2. 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 3. 農業者 4. 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての規約があるもの。以下同じ。）	
事業実施主体	1. 公社 2. 農業者 3. 農業者の組織する団体	
補助対象経費	<p>施設園芸において、環境制御技術及びデータ駆動型農業を導入・実践するために必要があると認められる下記の機器のリース導入または資材等の導入に要する経費。</p> <p>1. 環境制御装置  (1) 環境測定装置  (2) 炭酸ガス発生機  (3) 濃度コントローラー  (4) 局所施用ダクトファン  (5) 技術のステップアップにつながる環境制御機器（湿度管理、日射比例による水管理等の機器、統合環境制御コントローラー、自動開閉装置等）  (6) 環境制御に係る新技術（電解水素水発生装置、ニラでの電照等、公的研究機関又は農業振興センターによる実証データがあり、効果が認められた機器類）</p> <p>2. データ駆動型農業の実践に必要な通信機器  (7) I o Pクラウドへハウス環境データを送信するための通信装置（施工費及び設定費を含む。）</p> <p>3. 省力化・高度化につながる機器又は資材  (8) 出荷調製機器  (9) その他省力化・高度化につながると知事が認める機器・資材</p>	<p>(1) は、補助事業により導入した既存の環境測定装置が耐用年数を経過し、かつ、I o Pクラウドへハウス環境データを送信する場合の高度化を含む。</p> <p>(4) から (9) までは、環境測定装置又は炭酸ガス発生機を既に導入している場合か、同時に導入する場合に限る。ただし、(8) の場合は、出荷調製機器を利用する農産物を生産する園芸ハウス全てに、環境測定装置又は炭酸ガス発生機を既に導入している場合か、同時に導入する場合に限る。</p> <p>既に導入されている機器又は資材の更新導入は補助対象としない。</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体価格の2分の1以内。ただし、リース期間完了時に残存価格を設定する場合については、リース物件購入価格（税抜き）から残存価格を減じた本体価格の2分の1以内とする。</li> <li>I o Pクラウドへハウス環境データを送信するための通信装置は、施工費を含む事業費の2分の1以内、設定費用は定額とする。</li> </ul>	<p>県補助金に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>
補助対象限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,000千円/10a・棟</li> <li>出荷調製機器は4,000千円/台</li> </ul>	

<p>品目要件</p>	<p>対象品目は、県の基幹11品目（ナス、ピーマン、シシトウ、キュウリ、ミョウガ、ニラ、トマト、新ショウガ、ハウスミカン、トルコギキョウ、ユリ）及び地域の重要品目</p> <p>※地域の重要品目については、以下に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に位置付けられる品目</li> <li>2. JAの産地振興計画等に位置付けられる品目</li> <li>3. 市町村が地域の担い手として認定している認定農業者、認定新規就農者が栽培する品目</li> </ol>	
<p>その他要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体（農業者等）は、I o Pクラウドへの利用登録を行うこと。併せて、I o Pクラウドへのハウス環境データ又は出荷データのいずれかを送信すること（導入した環境測定装置がI o Pクラウドに対応していない場合を除く）。</li> <li>・出荷調製機器を導入する場合は、環境測定装置等を導入するまたは導入したハウスのうち、1つ以上のハウスでI o Pクラウドへハウス環境データ又は出荷データのいずれかを送信すること。</li> <li>・I o Pクラウドへの接続に係る通信料は自己負担とする。</li> </ul>	